

第 1 回

笛吹市・芦川村合併協議会会議録

平成 1 8 年 1 月 2 4 日 開会

平成 1 8 年 1 月 2 4 日 閉会

第 1 回

笛吹市・芦川村合併協議会

平成18年1月24日

第 1 回 笛吹市・芦川村合併協議会

平成 1 8 年 1 月 2 4 日
午後 1 時 3 0 分開議
東八消防本部 2 階講堂

- 第 1 開 会
- 第 2 協議会規約について
- 第 3 委嘱状交付、委員紹介
- 第 4 会長・副会長あいさつ
- 第 5 来賓祝辞
- 第 6 役員・幹事・事務局職員の紹介
- 第 7 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第 1 号 幹事会規程について
 - 報告第 2 号 専門部会規程について
 - 報告第 3 号 事務局規程について
 - 報告第 4 号 財務規程について
 - 報告第 5 号 会議傍聴規程について
 - (2) 協議事項
 - 協議第 1 号 平成 1 7 年度事業計画 (案) について
 - 協議第 2 号 平成 1 7 年度歳入歳出予算 (案) について
 - 協議第 3 号 協定項目について
 - 協議第 4 号 合併の方式について
 - 協議第 5 号 合併の期日について
 - 協議第 6 号 新市の名称について
 - 協議第 7 号 新市の事務所の位置について
 - (3) その他
- 第 8 閉 会

開会 午後 1時30分

司会（保坂利定君）

それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

開会の前にあいさつを交したいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまです。

それでは、2006年の新しい年も1月の下旬ということになりまして、大寒から節分までが一番、県下では寒い時期といわれております。そんな中、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、笛吹市の秘書政策室合併事務局の保坂でございますので、よろしくをお願いいたします。

1月1日付け、実質1月4日になりますけれども、笛吹市の荻野市長、龍澤議長、芦川村の野沢村長、野澤議長、署名の上、合併協議会設置に関する協定が行われました。

すでにご案内のとおり、事務所開きの運びとなったところでございます。

その協議の中で決定されております協議会規約につきまして、合併協議会事務局の内藤次長より説明を行います。

事務局次長（内藤文子君）

それでは、笛吹市・芦川村合併協議会規約についてご説明申し上げます。

1ページをお開きくださいませ。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

第1条（合併協議会の設置）

笛吹市及び芦川村は、合併に関する諸問題及び基本的事項について協議するため、合併協議会を置く。

第2条（合併協議会の名称）

合併協議会は、笛吹市・芦川村合併協議会と称する。

第3条（協議会の事務）

協議会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 2市村の合併に関する協議
- (2) 法定協議会の設置に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか2市村の合併に関し必要な事項

第4条（協議会の事務所）

協議会の事務所は、笛吹市石和町市部777番地笛吹市役所に置く。

第5条（組織）

協議会は2市村の次の者をもって組織する。

- (1) 市村長
- (2) 市村議会議長
- (3) 市村職員
- (4) 市村議会議員
- (5) 住民代表

第2項 委員の定数は、2市村の長が協議して定める。

第6条（役員）

協議会に次の役員を置く

会 長 1名

副会長 1名

監 事 2名

第2項 会長は2市村の長の中から、2市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

協議によりまして笛吹市の荻野市長に会長をお願いしております。

第3項 副会長は、会長以外の市村長をもって充てる。

副会長には芦川村の野沢村長をお願いしております。

第4項 監事は、2市村の代表監査委員をもって充てる。

笛吹市においては金井豊明さま、芦川村においては梶原吉男さまをお願いしております。

第7条（役員の職務）

会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

第2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第3項 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

第8条（会議）

協議会の会議は会長が招集する。

第2項 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

第9条（会議の運営）

会長は、会議の議長となる。

第2項 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

第3項 会議は、原則公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。

第4項 委員は、会議の目的を踏まえ、効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならない。

第5項 議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

第6項 会長は、協議会の事務局長に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を調製させるものとする。

第7項 会議公開の際の傍聴に関し必要な事項は、別に会長が定める。

第10条（関係職員等の出席）

協議会は必要に応じて、2市村の職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

第11条（幹事会）

会議に提案する事項について、必要な協議または調整をするため、協議会に幹事会を置く。

第2項 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第12条（専門部会）

幹事会に提案する事項について必要な協議または調整をするため、協議会に専門部会を置く。

第2項 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第13条（事務局）

協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

第2項 事務局の事務に従事する職員は、2市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

第3項 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第14条（経費）

協議会に要する経費は、2市村の長が協議の上、2市村がそれぞれ負担する。

第2項 負担の割合については、2市村の長が協議して定める。

第3項 協議会の会計年度は、事務局の所在する市村の会計年度と同様とする。

第15条（費用弁償等）

委員に、報酬及び費用弁償を支給することができる。

第2項 前項の報酬及び費用弁償の額ならびに支給方法等は、会長の属する市村の例による。

第16条（協議会の解散の場合の措置）

協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

第17条（その他の必要事項）

この規約に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。附則としまして、この規約は平成18年1月1日から施行する。

隣の5ページは、選任されました3号・4号・5号委員さんの笛吹市ならびに芦川村の皆さまの名簿でございます。

めくっていただきまして、6ページの役員名簿につきましては、第6条に関する役員の方々の名簿でございます。

そして、7ページでございますけれども、ただいまご説明申し上げました、規約の第11条から第13条を分かりやすくした組織図でございます。

以上でございます。

司会（保坂利定君）

ただいま、説明いたしました規約につきましては、委員さんのお手元にありますとおり、1月1日付けで両市長、村長、議長立ち会いのもと署名、協議書の中の規約ということで決定しておりますので、ご説明を申し上げます。

それでは、委嘱状の交付を行いたいと思っておりますけれども、ただいま説明した第6条に役員ということで、会長1名、副会長1名ということで、すでに会長につきましては笛吹市の荻野市長、副会長につきましては芦川村の野沢村長と、協議して決定しておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

それぞれ10名の委員さんがいらっしゃいますけれども、時間の都合がありますので、両市村の議長さんに代表して委嘱状をお渡しいたしまして、あとは紹介とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、荻野会長、前のほうへお願いいたします。

会長(荻野正直君)

龍澤敦 殿

笛吹市・芦川村合併協議会委員に委嘱します。

平成18年1月1日

笛吹市・芦川村合併協議会 会長 荻野正直

野澤一男 殿

笛吹市・芦川村合併協議会委員に委嘱します。

平成18年1月1日

笛吹市・芦川村合併協議会 会長 荻野正直

司会(保坂利定君)

ありがとうございました。

それでは、委員さんの紹介をしていききたいと思いますけれども、まず、笛吹市職員代表、3号委員で市の助役であります小宮山文明委員です。

同じく職員代表、3号委員で笛吹市の助役 望月健二委員です。

4号委員ということで議会代表の中村委員であります。

同じく、井上委員であります。

同じく、志村委員です。

5号委員ということで、住民代表、笛吹市の区長連合会長の鈴木委員であります。

同じく、5号委員で住民代表、笛吹市の吉原委員であります。

もう1人、内藤委員がいらっしゃいますけれども、今日は公務のために欠席ということで了解を得たいと思います。

続きまして、芦川村の委員さんの紹介をしたいと思います。

職員代表、3号委員で芦川村の助役さんであります中村長年委員であります。

3号委員、職員代表ということで五味委員さん。

4号委員ということで、議会代表で霜村千代晴委員であります。

同じく、議会代表で4号委員で宮川正夫委員であります。

同じく、議会代表で4号委員であります藤本芳政委員であります。

住民代表で5号委員で宮川武久委員であります。

同じく、住民代表で5号委員、芦澤今朝光委員であります。

同じく、5号委員で住民代表で野澤茂子委員であります。

以上で、委嘱状の交付、委員さんの紹介を終わります。

ここで、荻野会長、野沢副会長から、それぞれあいさつをいただきたいと思います。

はじめに、荻野会長よろしくお願いいたします。

会長(荻野正直君)

皆さま、こんにちは。

大変お寒い中、またお忙しい中、万障お繰り合わせいただきまして、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、ご来賓として山梨県議会議員の前島先生、高野先生、山下先生、ありがとうございます。

また、知事代理といたしまして、峡東地域振興局の土屋部長さん以下職員の皆さまにもご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日、第1回の任意の合併協議会をここに開催できますことに関しまして、心から感謝を申し上げます。

平成18年も明けまして、すでに1カ月がぼつぼつ経とうとしているわけでありませうけれども、もう間もなくこの笛吹市におきましては、あと18日でございますが、日本一早い桃の花見の園が開園になります。春がもうそこまで来ているなというふうな気がいたしております。

皆さま方もすでにご案内のとおり、昨年3月7日に芦川村から笛吹市に対しまして、合併協議会設立に対する要望書をちょうだいいたしました。笛吹市におきましては、この要望書に基づきまして、各地域審議会を開催させていただき、芦川村との合併について諮問をさせていただき、ご協議をいただきました。11月になりまして、それぞれの地域審議会から合併協議を進めるべきだという答申をいただきまして、そして、市議会にもこのことをお話し申し上げ、意見集約がされまして、今年の1月4日に笛吹市役所におきまして、芦川村との合併協議会の設立協議書に、村長さんならびに両議長さんにご出席いただく中で、調印・署名をさせていただきました。

芦川村と笛吹市の間では、長い東八代広域行政事務組合という関係の中で深いつながりがございます。野沢村長さんをはじめといたしまして、芦川村の住民の皆さまの強い思いと、新たな魅力ある地域を加えた新市を建設する市民の皆さま方の思いが、一つになりますように本日の協議会が開催できるわけでありませう。

その住民の皆さまの期待を背負いながら、合併協議がスムーズに進みますように、時間的にはいろいろな制約がありますから、非常に短時間になるかと考えておりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

終わりになりますけれども、協議会の皆さま方のますますの発展と、また、ご多幸をご祈念申し上げまして、お願いの言葉に代えさせていただきます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

本日は、ありがとうございます。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

続きまして、副会長であります野沢芦川村長お願いいたします。

副会長（野沢今朝幸君）

皆さん、こんにちは。

本当に忙しい中を合併協議会ということでご臨席していただきまして、ありがとうございます。とりわけ、県議員の先生方、あるいは振興局、あるいは県の市町村課の担当の職員の方、本当に今日はありがとうございます。

まず、この合併協議会を開いていただけたということに対して、まずもって笛吹市の市長さんをはじめ多くの方々に対してお礼を申し上げたいと思います。

笛吹市が、合併して新市となってから1年3カ月余りという中で本当にスピーディーな、芦川村との合併協議に入る、こういう状況をつくっていただいたことに対して、まずもって厚く御礼申し上げたいと思います。

また、そういう中で県議の先生方、あるいは県の担当課、あるいは振興局でいろんな便宜を

図っていただきましたし、いろんなアドバイス、あるいは支援をしていただく中で今日が迎えられたということに対して、深く感謝申し上げます。

まず、本当にこれは言うまでもなく、今回の合併協議は芦川村、芦川村民にとっての合併協議だという、このことに関しては論を持たないというふうに思います。

笛吹市のいままでの経緯を見ましても、芦川村のため、あるいは現状の双方の、例えば、人口を見ても、行財政の状況を見ても、あるいは産業を見ても、本当に今回の合併協議が芦川村のためという合併協議であることは、深く私も認識しています。

ただ、この合併が未来を志向する未来志向の合併であれば、これは笛吹市民のための合併になるというふうにも確信しています。とりわけ、芦川村を笛吹市民に開かれた空間、市民のための空間として位置付けていただけるなら、芦川村も非常にそれに対する地域資源、地域の良さは持っていると考えています。そういう中で、市民が芦川村を入れることによって、市民の潤いの場所、あるいは、癒しの場所、あるいは、安らぎの場所となるならば、この合併が芦川村民のためだけでなく、市民のためのものになっていくというふうに思います。そういう合併であることを強く期待し、また、そのような確信も持っているわけです。

これまで県の皆さま、あるいは県議会の皆さまにも支援していただいたわけですが、とりわけ、合併が具体的に進む中では、財政的な支援ということも大きな課題になるかと思えますので、今後とも財政的な面、あるいは制度的な面での支援、あるいは助言をよろしく願いたいと思います。

最後に、この合併が非常に過密なスケジュールでなされるということで、事務局の皆さんにはちょっと考えられないような過重な負担がかかるかと思えます。本当に有能なスタッフをそろえていただきましたので、十分その過重な負担に耐え得るとは思いますが、よろしく願いたいと思います。

本当に、芦川村の村民および笛吹市の市民のための合併となることに対して、もう一度強く確信するとともに大きな期待を持って、この協議会がスタートすることを祈念しまして、あいさついたします。

よろしく申し上げます。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

来賓の先生方よりお祝辞をいただきたいと思いますが、今日は3名の県会議員の先生方がお見えですので、時間の都合上、代表して前島県議よろしく願います。

県会議員（前島茂松君）

本日、臨席をさせていただいております高野県議、山下県議の気持ちも添えまして、代表いたしまして一言お祝いを申し上げさせていただきますと思います。

本日は、協議会の立ち上げ誠におめでとうございます。

本当に笛吹市の皆さん方の積極的なご配慮、それから、芦川村の皆さんにとりまして、長い歴史的なお付き合いを通じまして、地域的にも笛吹市を願望されておられただけに、今日の喜びはいかばかりかと拝察申し上げる次第でございます。

私が申し上げるまでもなく、地方分権が加速的に進んでおりまして、目指すは、三位一体改革の中でそれぞれの自治体が自立の時代を求めて大きな合併を心がけて、全国的にもすでにご案内のように、3千を超える市町村が約半分になってきているわけでございます。ちらほらと、

ご案内のように北海道が試行に入っております道州制の流れもまた、10年足らずでかなり具体的になってくるのではないかと、こういう展望を考えますと、より私たちの自治体が大きな輪になって一つ、一体感をつくっていくということが大事だと思います。

今日、日本のこの財政運営を一つ見ましても、貨幣の発行・防衛・外交を除きますと、国民生活関連の、いわゆる行政事務というのは、ほとんど市町村が担っているわけでありまして。しかし、明治以来、地方分権を求める三割行政に対する国への強い要望が、なかなか果たされなかったわけでありまして、今回、ご案内のように、そうした面で地方分権化が非常に進んでこられましたことは、大変うれしいわけでありまして。税収も、そのほとんどを担っている地方の自治体に対して国が、2対1の割合で税収を上上げて交付税・補助金という流れで、また再び還元をするという中央集権的な流れが、これからだんだん、いわゆる基幹税の身近な市町村が税収を取っていくという流れに変わっていくだろうと思っておるわけでありまして、今、地方六団体と政府の攻防が続いているところであります。

芦川村というのは、人口は確かに少ないわけでありまして、あの自然豊かな山、自然というのは笛吹市にとって替え難い将来自然の宝庫になるのではないかと。芦川村は人口が少ないけれども、中道、豊富を合わせただけの面積がありまして、笛吹市はこれによって大きな市のエリア・面積が形成されることを考えますと、将来的に芦川と合併してよかったという受け止め方は、笛吹市の皆さんもきっと喜んでいただけるのではないかと。

どうか、これからお進めいただきます合併協議の中におきましては、小さいことにお力を入れずに、一体感を求めて大いなる妥協を通じて協力関係を結んでいただけて、8月1日の目標に向かって、ひとつご精進の協議会であってほしいことをお願い申し上げます、はなはだ措辞でございますが、3県議の気持ちを添えましてのお祝辞と激励の言葉に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

紹介をさせていただきます。

高野剛県議であります。

山下政樹県議であります。

それでは、山梨県を代表いたしまして、峡東振興局の雨宮局長の代理であります、土屋企画振興部長よりお祝いの言葉をいただきしたいと思います。

峡東地域振興局長代理・企画振興部長（土屋一圭君）

皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました、地元の峡東地域振興局の土屋でございます。

第1回笛吹市・芦川村合併協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年を迎え平成の大合併もいよいよ終盤に入っております。本県でも平成15年の南部町・富沢町の合併を皮切りに、地域住民の皆さまのご努力により合併が進みまして、この3月末には64市町村が29市町村となるわけでございます。

峡東地域におきましても、笛吹市、新山梨市、甲州市がすでに発足し、また、この2月には豊富村が中央市、3月には中道町が甲府市と合併することになっております。東八代郡で残るは芦川村だけということになっております。

こうした中、笛吹市と芦川村の合併協議が本日スタートするということは、大変喜ばしく大

いにご期待を申し上げるところでございます。これもひとえに両首長さん、議会をはじめ地域住民の皆さま方のご理解とご努力、さらに地域振興に対します熱意の賜であると考えております。また、この合併が実現しますと、合併新法に基づく県内第1号になりまして、他市町村に対し前例となるわけでございます。どうか8月の合併に向け、残された時間は少ないわけでございますが、十分なる協議を行い大願成就できますよう、なお一層のご理解ご努力をお願い申し上げます、簡単でございますけれどもごあいさつといたします。

本日は、おめでとうございます。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

それから、今日は県のほうから総務部の山本部付主幹合併推進担当をはじめ3名の皆さまに来ていただいておりますので、ご紹介いたします。ありがとうございました。

続きまして、役員監事の紹介をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の6ページにあります、規約の中の第6条の4項になりますが、「監事は、2市村の代表監査委員をもって充てる。」ということをお願いしてあります。

監事として、笛吹市の代表監査委員であります金井豊明さまであります。

同じく、芦川村の代表監査委員であります梶原吉男さまであります。

次に、幹事の紹介をさせていただきます。

お手元の資料の10ページであります、助役さん方は委員さんでありますので、省略をいたしまして、収入役の羽中田であります。

同じく、笛吹市の総務部長の石川であります。

芦川村の総務経営課長の原であります。

それでは、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

お手元の資料の18ページをお願いしたいと思います。

まず、事務局次長、内藤文子、笛吹市であります。

同じく、成島敦志、笛吹市であります。

茂手木昭博、笛吹市であります。

早川郁でありますけれども、笛吹市と広域行政事務組合の東八消防本部と協定を結びまして、派遣ということで笛吹市の早川郁であります。

霜村直人、芦川村であります。

臨時職員として、芦川村から堀早織さんであります。

最後に私、事務局長の保坂でありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで県議の先生、来賓の方々は所用がありますので、退席をさせていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

10分ほど休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

司会（保坂利定君）

それでは、再開したいと思います。

議事に入りたいと思いますが、協議会規約の第9条で会議の運営とありますが、「会長は、

会議の議長となる。」とありますので、荻野会長に議長をお願いしまして議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より紹介がありましたように、会長が議長を務めるということでございますから、議長を務めさせていただきます。しばらくの間、皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、報告事項をお願いしたいと思います。

報告第1号 幹事会規程について、以下、2号、3号、4号、5号、一括して報告をお願いいたします。

事務局から説明をいたします。

事務局長（保坂利定君）

それでは、事務局にて一括説明を行います。

報告第1号につきましては内藤次長が行います。2号につきましては成島担当、3号については茂手木担当、4号については早川担当、5号については霜村担当がそれぞれ一括して行いますので、よろしくお願いいたします。

事務局次長（内藤文子君）

それでは、報告第1号 笛吹市・芦川村合併協議会幹事会規程の説明をいたします。

内容につきましては、要点のみの説明でお願いいたします。

第1条の趣旨でございます。この規程は、笛吹市・芦川村合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、笛吹市・芦川村合併協議会幹事会について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 所掌事項でございます。幹事会は、笛吹市・芦川村合併協議会の会長の依頼を受け、協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、協議または調整を行うものとする。

第3条の組織につきましては、めくっていただきまして10ページに名簿を載せております。次に、第4条 役員についてでございますが、先に開催されました幹事会におきまして、幹事長は笛吹市の小宮山助役、副幹事長は芦川村の中村助役にお願いしております。

次に、めくっていただきまして9ページをお開きください。

第8条の庶務でございます。幹事会の会議の庶務は笛吹市・芦川村合併協議会事務局が行う。附則としまして、この規約は平成18年1月1日から施行する。

幹事会の規定の報告は以上でございます。

事務局員（成島敦志君）

それでは、11ページでございますが、報告第2号 協議会の専門部会の規程につきまして、ご説明させていただきます。

この協議会の規約の中によりまして設置されます専門部会について、必要な事項をこの規約によって定めております。

所掌事項ということで第2条でございますが、この専門部会につきましては、会長の依頼を受けて、そして協議会に提案する事項及び規約第3条各号に定める事項について、協議または調整を行うということが所掌事項でございます。

次に、組織でございますが、めくっていただきまして13ページに別表がございます。この中に総務、建設経済、教育厚生と3つの名称がございますけれども、これがそれぞれの部会の名称でございます。3部会で構成しております。それぞれ、総務の部会では笛吹市・芦川村の両市村の10名で構成されております。また、建設経済部会におきましては総勢16名。また、教育厚生部会におきましては総勢18名というメンバー構成でございます。

11ページに戻りまして、ここの役員といたしまして、それぞれの部会に部会長と副部会長を置くということになります。

めくっていただきまして12ページですが、この会議につきましては部会長が招集しまして、あと必要に応じまして関係職員、それから、他の専門部会との合同の会議も開催することができるということになっております。

また、庶務的なものは事務局で行います。

それから、この規約につきましては平成18年1月1日から施行すると、そのような規程でございます。

以上でございます。

事務局員（茂手木昭博君）

続きまして、報告第3号 笛吹市・芦川村合併協議会事務局規程について、説明をさせていただきます。

資料の14ページをご覧ください。

第1条では、本規程の趣旨についての記載であります。

第2条では、所掌事項としまして、私ども事務局で行う仕事について記載されております。

第3条では、職員等ということで、先ほど、私ども事務局職員が紹介されましたが、事務局での職員体制についての記載であります。

第4条では、職員等の職務としまして、職員それぞれの役割について記載されております。

めくっていただきまして、第5条では、職務権限としまして、決裁事項等の権限について記載されております。なお、事務局の所在する市村の規程を準用するという条文がありますので、笛吹市での規程を準用することになっております。

第6条では、会長の決裁事項について記載されております。

第7条では、専決処分ということで、事務局長及び事務局次長に関する専決事項についての記載です。

第8条では、代決についての事項が記載されております。

第9条は、文書の取扱いについて記載されております。これにつきましても、事務局の所在する市村の規程を準用するとありますので、笛吹市の規程を準用させていただきます。

第10条では、公印の取扱いについて記載されております。この10条関係の別表が17ページにございますので、後ほどご覧ください。

11条につきましては、私ども職員の服務についての記載です。

12条には、私どもの給与等についての記載があります。

13条につきましては、委任に関する事項の記載になっております。

最後に、附則としまして、本規程の施行期日が18年1月1日となっております。

以上です。

事務局員（早川郁君）

続きまして、報告第4号 財務規程の關係をご説明申し上げます。

第1条には、趣旨ということで記載されております。

第2条、歳出歳入予算の關係が記載されております。

第3条、予算補正ということで記載されております。

第4条、予算の区分ということでございます。これは22ページに別表1、別表2がございますのでご参照ください。また、別表に定める以外の項及び目を定める必要がある場合には、第3項により項及び目を定めるようになっております。

第5条、予算の流用及び充用について記載されております。

第6条、協議会出納員ですが、第1項により、会長は事務局の所在する市村の収入役に協議会出納員を委任することができるということになっておりますので、笛吹市の羽中田収入役に協議会出納員をお願いしてあります。その他の会計事務につきましては、協議会事務局職員が行います。

第7条、決算等の記載がされております。

第8条、収入及び支出の手續ですが、協議会の予算にかかわる収入及び支出の手續は、合議に関する手續を除き、事務局の所在する市村の例を準用するということでございます。

第9条は委任でございます。

附則といたしまして、この規程は平成18年1月1日から施行する。この規程の第7条第1項にかかわらず、会計年度終了前に協議会が解散した場合には、2月以内に協議会の決算を調整し、監査に付した後、2市村の長の承認をもって協議会の認定を経たものとみなすということでございます。

以上、財務規程につきましての説明を終わらせていただきます。

事務局員（霜村直人君）

続きまして、報告第5号 笛吹市・芦川村合併協議会会議傍聴規程をご説明いたします。

お手元の資料23ページをご覧くださいと思います。

朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

（趣旨）

第1条 この規程は、笛吹市・芦川村合併協議会の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は20人とする。ただし、会長と協議し許可を得た場合はこの限りではない。

（傍聴の手續）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、棒その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者。

（2）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。

- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者。
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
ただし、撮影または録音することにつき協議会の会長の許可を得たものを除く。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。
- 24ページをご覧ください。
- (7) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (8) 異様な服装をしている者。
 - (9) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者。

第2項 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りできない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。
ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

25ページをご覧ください。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則として、この規約は平成18年1月1日から施行する。

報告事項につきましては、以上、5点でございます。

事務局長(保坂利定君)

以上で、報告第1号から5号までの説明を終わります。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より報告第1号から5号までの報告がございました。

これに対しまして、ご質問・ご意見等がございましたらちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、報告事項の件に関しまして、これをもちまして終了させていただきます。

次に、協議事項に入らせていただきます。

協議第1号 平成17年度事業計画(案)について、共通しておりますから、協議第2号 平成17年度歳入歳出予算(案)について、一括して議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（保坂利定君）

協議第1号 平成17年度事業計画(案)について、協議第2号 平成17年度歳入歳出予算(案)について、内藤次長のほうから説明を申し上げます。

事務局次長（内藤文子君）

それでは、協議第1号と第2号を一括してご説明申し上げます。

26ページをお開きください。

平成17年度事業計画(案)

笛吹市と芦川村は、21世紀の地方分権の時代を迎えて、地方自治体を取り巻く厳しい環境変化や少子高齢化、環境対策など新たな行政課題に対応する行政づくりと新たなまちづくりを目指し、住民と議会・行政が一体となって合併に向けた協議を行っていきます。

当面、本任意協議会において、合併の基本的な事項について協議を進め、早期に地方自治法に基づく法定協議会への移行を目指します。

本年度は次の事業を実施し、合併に関する調査研究と協議、住民への啓発、情報提供に努めます。

- 1．協議会の開催
- 2．幹事会、専門部会の開催
- 3．行財政の現況調査の実施
- 4．ホームページの作成と広報活動
- 5．その他必要な事項

次に、27ページをお開きください。今後のスケジュール(案)をご説明いたします。

タイムスケジュールでございます。年度、月日、時間、笛吹市・芦川村での予定、県での予定、総務大臣となっております。

平成17年度、まず1月でございますが、1月1日に任意合併協議会を設置いたしました。

18日には第1回の幹事会において、本日の報告、協議事項を協議していただき、今日の第1回目を迎えたわけでございます。

下旬には、基本計画(素案)の作成ですが、笛吹市・芦川村事務レベルでの素案づくりを今急いでおります。

2月に入りまして、3日ですが、第2回の幹事会を開催していただきまして、基本計画について協議していただきます。続いて、第2回の任意合併協議会を開催し、基本計画・法定協議

会移行についてなど協議していただきます。21日は、双方、笛吹市、芦川村同時に臨時議会を開いていただきまして、法定協議会設置の議決をいただくこととなります。

3月1日には、法定合併協議会を設置し、協議会を2回ほど開いていただきます。下旬には、基本計画を県へ提出しまして県との協議を進めていきます。

4月上旬には、芦川村住民説明会を1回予定しております。基本計画の県の正式協議の回答を得まして、中旬には第3回の法定合併協議会を開催していただきます。下旬には合併協定書の調印式。そして、両市村の臨時議会の議決をいただくこととなります。

5月上旬に入りまして、廃置分合申請を県へ提出いたします。

7月の下旬には、両市村の臨時議会を開いていただき、合併協の廃止の議決をいただきます。

そして、第4回法定合併協議会の開催をいただきます。そして、芦川村での閉村式を終えまして、新笛吹市の誕生ということとなります。

また、このスケジュール表には記載されてはおりませんが、専門部会および各担当レベルでの細かなすり合わせ会議につきましては、順次開催される予定でございます。

雑駁な説明で恐縮ですが、以上でございます。

続いて、協議第2号に移ります。

28ページをお開きください。

平成17年度の笛吹市・芦川村合併協議会の歳入歳出予算でございます。

歳入歳出それぞれ250万円とするものです。

まず、歳入でございますが、第1款負担金、第1項負担金につきましては、笛吹市、芦川村それぞれ125万円を負担金として、計250万円計上しました。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項事業推進費については48万円といたします。第2項総務管理費については174万5千円といたします。

第2款予備費、第1項予備費については27万5千円といたします。

29ページをご覧ください。

1の総括、2の歳入については、先ほどの説明のとおりでございます。

30ページをご覧ください。

歳出の詳細を記載しております。

第1款総務費、第1項事業推進費、第1目協議会費の内訳は、第9節から第14節まで合併協議会運営としての支出予定で、主なものは看板の作製費、会議録の作成委託料等でございます。

次に、第1款総務費、第2項総務管理費、第1目事務局費の内訳は、第9節から第14節まで事務局の運営費としての支出予定で、主なものはホームページの開設の委託料等でございます。

第2款予備費については、27万5千円を計上しております。

なお、年度末まで2カ月余りという非常に短い期間でもありまして、また、法定協へ移行する際には打ち切り決算となります。非常に慌しい予算執行となる関係上、目間の流用等あるかと思っておりますけれども、ぜひご了承いただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

事務局長（保坂利定君）

追加説明ですけれども、経費につきましては、資料の4ページにありますけれども、負担の割合については、2市村の長が協議して決めるということが定めてありますけれども、歳入で250万円という経費でありますので、両市村で2分の1ずつ、125万円ということで、これにつきましては、すでに市長、村長の間の協議で決定しているということで、追加でご説明申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（荻野正直君）

協議第1号、第2号につきまして説明がございました。

これに関しまして、ご質問・ご意見等をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、1号、2号につきましては、このとおりにさせていただきます。

次に、協議第3号 協定項目についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長（保坂利定君）

協議第3号 協定項目につきましては、成島担当のほうからご説明を申し上げます。

事務局員（成島敦志君）

よろしくお願ひいたします。

まず、はじめに、資料の33ページをご覧いただきたいと思ひます。

事務事業の調整方針というものがござひますけれども、それをご覧ください。

今後、協議会におきまして、両市村で行っている事務事業を合併に対し、どのような考えに基づいて調整していくのか、その基本的な方針として以下の6項目を考えております。

1つ目に、住民生活に支障がないよう速やかな一体性の確保に努める。（一体性確保の原則）

それから、2．住民サービス及び住民福祉の向上に努める。（住民福祉向上の原則）

3．負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。（負担公平の原則）

それから、4．新市の健全財政に努める。（健全財政運営の原則）

5．行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。（行政改革推進の原則）

最後に6として、新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。（適正規模準拠の原則）

この調整方針に基づきまして、今後、委員の皆さまに協議・決定していただきますのが、議題になっております協定項目ということですが、資料の31ページをご覧ください。

まず、はじめに、協定項目とはということにつきまして、若干ご説明を申し上げたいと思ひます。

現在、両市村の事務事業、それから各種制度等の比較検討を行ひまして、新しい市として一体化していくための、実務レベルでの調整や検討を行うための現況調査等を行っております。合併する場合に必要な重要な事項につきまして、委員の皆さまにこの場を通じて協議していただき、その結果を合併協定書として取りまとめます。合併の是非の決定につきましては、今後の協議によりますけれども、合併するという方向が決まりますと、この合併協定書により

まして合併の調印が行われるわけでありまして、この合併協定書に盛り込む事項を協定項目と、そのように言っております。

資料の31ページをご覧くださいますと、1番から27番まで27項目の案をお示ししております。

1番目の合併の方式、それから2の合併の期日、3の新市の名称、4の新市の事務所の位置、ここまでが合併協議の中でも基本4項目といわれているものでありまして、以下、8番の条例・規則等の取扱いがございますが、そこまでは、合併に対しまして自治体そのものの存立にかかわる基本的な事項でございます。9番の地域審議会の取扱いから13番の一般職員の身分の取扱いまでにつきましては、市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併特例法といわれておりますけれども、そこで特例措置が講じられている事項でございます。14番以降につきましては、行政制度の一元化にかかわる事項であり、全部で27項目とさせていただいております。

それから、行政制度の一元化に向けましては、調整しなければならない項目というものは、この協定項目以外にも非常にたくさんの項目がございます。

めぐっていただきまして、資料の32ページをご覧ください。

合併に対しましては、住民の皆さん、それから職員におかれましては、いろいろな不安はあろうかと思えます。住民票とか納税証明の発行をどうするのかとか、いままでやってきた農道や林道の整備はどうなっていくのかなど、そんなふうなものもあろうかと思えます。基本といたしましては、笛吹市の制度、改善統一していくような調整内容が多かろうと、そんなふう思うわけでございますけれども、双方で行っている業務につきまして、専門部会あるいは担当者間での協議で調整していくことでもよろしいのではないかと考える事項が、この合併に関する事務的すり合わせ事項38項目であります。

5番、交流事業の取扱いがありますが、その下に協17使用料及び手数料の取扱いという項目がございますが、この項目につきましては、先ほどの協定項目の17番のことで、使用料及び手数料の調整方針として、全体的な考え方を協定項目の中で明文化して、個々につきましては、それぞれ事務的すり合わせを専門部会で行っていくということを考えております。

この下にあります補助金・交付金の取扱い、それから福祉の取扱い、これにつきましても、全体的な調整方針をこの協議会で決定していただきたいと、そのように考えております。

なお、一番下に、その他事務事業の取扱いという項目がございますが、今後話し合いをしていきますと、挙げられている項目以外にこんなことも決めておかなければと、そのようなこともあろうかと思えます。そういうことが出ることを踏まえて、項目を設定させていただいております。ご承知おきいただきたいと思います。

以上、協議第3号 協定項目につきまして、この協議会において協議・決定していただく協定項目と、専門部会あるいは担当者間で調整する事務的すり合わせ事項、そして、事務事業を調整するにあたりまして基本的方針について、そのへんご説明をさせていただきました。

ご協議のほど、よろしく願いいたします。

議長（荻野正直君）

事務局より合併協定項目、27項目についての説明がございました。

これに対しましてのご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ。

委員（鈴木貞夫君）

協定項目の10項目ですが、議会議員の定数及び任期の取扱いと、11項目の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いは、ある程度方向付けということで、議会とか農業委員会へお願いしてあると思いますが、決めるのは協議会でございますが、ひとつお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、協定項目の10、11についてのご意見がございました。
事務局でいかがでしょうか。

事務局長（保坂利定君）

特に協定項目10の議会議員の定数及び任期の取扱い、あるいは、11の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、事務局サイドではなかなか決定できない関係があります。事務組織につきましては専門部会、幹事会等ありますけれども、議会につきましては、議会の議員さんのご意見をお聞きし、農業委員会につきましては農業委員会のご意見を十分、双方の意見を踏まえながら対処していき、いずれ法定協議会に移行されると思いますけれども、その場で決定をしていきたいという考えであります。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますか。
ほかにいかがでございましょうか。
（なし）

それでは、今、ご意見を2つちょうだいいたしました。十分そういうことを考慮して進めさせていきたいと思っております。

合併に関する協定項目につきましては、この27を協定項目とさせていただきます。

よろしゅうございますね。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、協議第4号に入ります。

第4号 合併の方式について、ならびに第5号 合併の期日について、第6号 新市の名称について、第7号 新市の事務所の位置については、共通点がございますので、一括協議をするために一括説明をお願いいたします。

事務局長（保坂利定君）

それでは、協議第4号 合併の方式、第5号 合併の期日、第6号 新市の名称、第7号 新市の事務所の位置について、一括して成島がご説明申し上げます。

事務局担当（成島敦志君）

ただいま、協議第3号で決定していただきました協定項目のうち、先ほどご説明させていただいたように、合併の基本4項目という1番から4番まで、これにつきまして一括して提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

34ページの協議第4号でございますが、合併の方式について提出いたします。

これは協議項目の1番、合併の方式でございますが、調整方針（案）東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入する編入合併とする。

めくっていただきまして、35ページでございます。

協議第5号 合併の期日について提出いたします。協議項目の2番、合併の期日。調整方針（案） 合併目標期日を平成18年8月1日とする。

36ページの協議第6号でございますが、新市の名称について。項目といたしましては、3の新市の名称という項目でございますが、調整方針（案） 新市の名称は笛吹市とする。

めくっていただきまして37ページ、協議第7号でございます。協定項目4番の新市の事務所的位置でございます。

調整方針（案） 新市の事務所的位置については、次のとおりとする。

（1）新市の事務所的位置は、当分の間、暫定的に笛吹市石和町市部777番地とする。

（2）現在の芦川村の役場の位置に支所を置くものとする。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より第4号から第7号までの説明がございました。

一つずつ協議をさせていただきたいと思えます。

まず、第4号でございますが合併の方式について、ただいまの説明は、東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入する編入合併とすると示されました。

これについてご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、協議第4号の合併の方式につきましては、東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入する編入合併とすると決定させていただきます。

次に、協議第5号 合併の期日についてでございます。

説明でございますと、合併の期日は平成18年8月1日とするということでございますが、これについてのご意見・ご質問をいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、協議第5号につきましては、合併の期日につきましては、平成18年8月1日とすると決定させていただきます。

次に、協議第6号に移らせていただきます。

新市の名称についてでございますが、提案ですと、新市の名称は笛吹市とすると説明がございました。

これについてのご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、協議第6号 新市の名称につきましては、笛吹市とすると決定させていただきます。

次に、協議第7号 新市の事務所的位置についてお諮りさせていただきます。

新市の事務所的位置につきましては、当分の間、暫定的に笛吹市石和町市部777番地とする。2といたしまして、現在の芦川村役場の位置に支所を置くものとする。ということでございますが、これについてのご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、新市の事務所の位置につきましては、当分の間、暫定的に笛吹市石和町市部777番地とする。2といたしまして、現在の芦川村役場の位置に支所を置くものとする決定させていただきます。

次に、その他に入らせていただきます。

事務局、その他で何かございますか。

事務局長（保坂利定君）

それでは、内藤次長のほうから先ほど説明いたしました事業計画（案）の27ページになりますけれども、次回の第2回の任意協議会の日程の提案であります。2月7日の午前11時、第2回の任意合併協議会を開催させていただいて、基本計画、あるいは法定協議会への移行等についてのご協議をお願いしたいという考えを持っております。

よろしくお願ひいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より次回の協議会の日程につきましては、2月7日ということをお願いしたいということでございますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

追って、細部につきましては事務局より連絡をさせていただきますから、2月7日、よろしくお願ひいたします。

ほかに、その他として何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員（藤本芳政君）

私、芦川村の藤本でございます。よろしくお願ひいたします。

この合併協議会につきまして一言、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

この合併協議会の設立につきましては、先ほど、芦川村の村長から御礼がありました。私としても一言お礼を申し上げたいと思います。

荻野笛吹市長さんをはじめ市議会議員、そしてまた地域審議会等々、また各方面の方々のご支援・ご協力によりまして、この合併協議会が開かれたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

私どもも、これから合併協議を進めていただく中で、決して背伸びはいたすつもりはございません。また、皆さんのご協力を得ながら今後、粛々と両市村の有益のために、ぜひともお力添いをいただきたいことを切にお願いを申し上げて、終わります。

ありがとうございました。

議長（荻野正直君）

どうも丁寧なあいさつ、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

（なし）

それでは、ないようでございますから、本日の協議事項につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。

長時間、ご協力をいただきましてありがとうございました。

司会（保坂利定君）

ご協議ありがとうございました。

大変スムーズに進行しております、短い期間でありますけれども、事務局としても最善を尽くして、8月1日を目標にがんばっていきたいと思います。

以上をもちまして、第1回笛吹市・芦川村合併協議会を閉会といたしたいと思います。

あいさつを交わしますので、ご起立をお願いいたします。

礼。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時53分

第 1 回 笛吹市・芦川村合併協議会 出席者

平成 1 8 年 1 月 2 4 日

【 笛 吹 市 】

荻 野 正 直
龍 澤 敦
小 宮 山 文 明
望 月 健 二
中 村 善 次
井 上 一 己
志 村 勢 喜
鈴 木 貞 夫
吉 原 五 鈴 子

【 芦 川 村 】

野 沢 今 朝 幸
野 澤 一 男
中 村 長 年
五 味 善 英
霜 村 千 代 晴
宮 川 正 夫
藤 本 芳 政
宮 川 武 久
芦 澤 今 朝 光
野 澤 茂 子